

(別紙 2-17 ずわいがに太平洋北部系群)

第 1 特定水産資源の名称

ずわいがに太平洋北部系群

第 2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで

第 3 資源管理の目標

令和元年（2019年）の資源量（令和2年（2020年）資源評価において436トン）を、法第12条第2項に規定する、維持し、又は回復させるべき目標となる値とする（自然死亡率の今後の動向について予測することが困難であり、同条第1項の規定に基づく目標値の提案が困難とされていることから、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。）。ただし、資源評価の精度の向上により、より適切な目標を定めることができる場合には、これを見直すこととする。

第 4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

ずわいがに太平洋北部系群をとることを目的とする操業を避ける。

## 2 漁獲可能量の算定方法

ずわいがに太平洋北部系群をとることを目的とする操業が行われていない平成23年（2011年）以降の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

## 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

### 1 ずわいがに太平洋北部系群沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

#### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

##### ① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第5号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）

##### ② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1

項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

## 2 ずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

#### ① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第5号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）

#### ② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業を除いたもの

#### ③ 漁獲可能期間

周年

### (2) 漁獲量の管理の手法等

#### ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理

とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

### 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

## 2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 配分の対象となる都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県とする。
- (2) 1の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

## 3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

## 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。
  - (1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量
  - (2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (3) 漁獲割当管理区分
  - (4) 採捕に係るずわいがに太平洋北部系群を陸揚げした日
  - (5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がずわいがに太平洋北部系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3

項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 第5の2のずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、

当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域)

第1 特定水産資源の名称

ずわいがに日本海系群A海域

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 3千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量 (成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。))
- 2 限界管理基準値 1.5千トン (親魚量の過去最小値)
- 3 禁漁水準値 0.1千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

令和2年(2020年)の資源評価に基づき、親魚量が令和12年(2030年)に、少なくとも50パーセント

の確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

## 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえずわいがに日本海系群A海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

(1) 令和3年(2021年)は、3(1)の漁獲可能量(3千トン)により管理を行うものとする。

(2) 令和4年(2022年)から令和12年(2030年)までは、以下のとおりとする。

① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

## 3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

(1) 令和3年(2021年) 3千トン

(2) 令和4年(2022年)から令和12年(2030年)まで 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

## 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

### 1 ずわいがに日本海系群A海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

#### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

##### ① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第1号に掲げる海域(外国の領海及び排他的経済水域(大韓民国にあっては、許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域)を除く。)

##### ② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲

げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しな

い。)

## 2 ずわいがに日本海系群A海域その他大臣許可漁業

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

#### ① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第1号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては、許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

#### ② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業を除いたもの

#### ③ 漁獲可能期間

周年

### (2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

### 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

## 2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 配分の対象となる都道府県は、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県及び山口県とする。
- (2) 従前より行われてきた数量管理の効果を維持するため、本則第5の3(2)ただし書の規定に基づき、1(1)の漁獲実績の平均値が10トン以上の都道府県については、配分数量を明示する。
- (3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

## 3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後

1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

#### 4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分するとともに、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間で合意があった場合には当該合意による数量を用いて配分する。

### 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務

所の所在地)

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るずわいがに日本海系群A海域を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がずわいがに日本海系群A海域について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれにならな

たと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のずわいがに日本海系群A海域その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2-19 ずわいがに日本海系群 B 海域)

第 1 特定水産資源の名称

ずわいがに日本海系群 B 海域

第 2 管理年度

7 月 1 日から翌年 6 月末日まで

第 3 資源管理の目標

1 目標管理基準値

加入量当たり親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。）が、漁獲圧力が 0 の場合の加入量当たり親魚量に対し、30%となる漁獲圧力の水準とすることで達成される資源水準の値とする。

(注) ずわいがに日本海系群 B 海域は、現時点では、再生産関係を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの数年間は、上記の指標を代替的に用いて目標管理基準値を設定する。

## 2 限界管理基準値

可能な限り早期に手法を開発して設定することとする。

## 第4 漁獲シナリオ

### 1 漁獲シナリオ

第3の1の漁獲圧力を上回らないよう、漁獲圧力を調整する。

### 2 漁獲圧力

第3の1の漁獲圧力の水準に、0.8を乗じた値とする。

### 3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

## 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ずわいがに日本海系群B海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第2号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

## 2 ずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

#### ① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第2号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

### 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

### (2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

### 2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 配分の対象となる都道府県は、青森県、秋田県、山形県及び新潟県とする。

(2) 従前より行われてきた数量管理の効果を維持するため、本則第5の3(2)ただし書の規定に基づき、

1 (1)の漁獲実績の平均値が10トン以上の都道府県については、配分数量を明示する。

(3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

### 3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

### 4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

## 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るずわいがに日本海系群B海域を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がずわいがに日本海系群B海域について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする

る。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水

産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2 - 20 ずわいがに北海道西部系群)

第 1 特定水産資源の名称

ずわいがに北海道西部系群

第 2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで

第 3 資源管理の目標

かにかご漁業（法第57条第1項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。）による標準化された単位漁獲努力量当たりの漁獲量（かご数当たり漁獲キロ数をいう。以下この別紙において「資源量指標値」とする。）を、昭和63年（1988年）漁期から令和元年（2019年）漁期の平均である1.0付近とすること（当該特定水産資源の漁獲は、べにずわいがにの漁獲に付随するものであり、我が国の漁船により得られる資源量指標値が、資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有しておらず、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。）。

## 第4 漁獲シナリオ

### 1 漁獲シナリオ

当該特定水産資源の漁獲は、べにずわいがにの漁獲に付随するものであり、漁獲努力量が大きく抑制され今後も増大の懸念が少ないこと及び現状の資源状況も良好な状態にあり大きな変化は見られないことを踏まえ、平成9年（1997年）以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理する。ただし、第3の資源管理の目標の達成状況を踏まえ、必要に応じてこれを見直すこととする。

### 2 漁獲可能量の算定方法

平成9年（1997年）以降の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

## 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

#### ① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第3号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能

量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

## 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

### 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

### 2 都道府県への配分方法

配分の対象となる都道府県は、北海道とし、配分数量を明示する。

### 3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

## 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るずわいがに北海道西部系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がずわいがに北海道西部系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5のずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあつては、第5の(1)①の水域が操業区域に含まれる許認可隻数11隻等）。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部)

第1 特定水産資源の名称

ずわいがにオホーツク海南部

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで

第3 資源管理の目標

オホーツク海底魚資源調査（水産機構により、毎年4月から6月までの間に着底トロールを用いて行うものをいう。）による漁獲対象資源（甲幅90mm以上の雄）の分布密度推定値が、1平方キロメートル当たり5kg（平成15年（2003年）から令和元年（2019年）までの間に最低とされた値）を下回らないようにすること（主分布域が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。）。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する。

## 2 漁獲可能量の算定方法

資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

## 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び許可省令第2条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

### 1 ずわいがにオホーツク海南部沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第4号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

## 2 ずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

#### ① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第4号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

#### ② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

### 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

### 2 都道府県への配分方法

配分の対象となる都道府県は、北海道とし、配分数量を明示する。

### 3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

## 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るずわいがにオホーツク海南部を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がずわいがにオホーツク海南部について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする

る。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水

産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。